

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	山口県宇部市 (35202)
地域名 (地域内農業集落名)	東岐波地区 (大田、王子、北原、花園、前田、門前、日ノ山、岐波、磯地、古殿、丸尾原、丸尾、黒崎) (上記集落のうち農用地区域)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	57 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	41 ha
② 田の面積	55 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、農業従事者数は減少している。東岐波地区は面積の概ね半分は都市計画用途地域であり、都市計画用途地域以外は農業振興地域である。当地区におけるほ場整備については、一部実施済であるものの面積は僅かで、殆どが未整備の状況である。当地区には集落営農法人はなく個人の農業者による営農が行われている。また、耕作放棄地が点在しており、大型の農機具の出入りが容易な農地は十分にあるわけではないため、担い手への集約には限界がある。規模拡大を希望する既存の農業者や新たな担い手候補者と協議をし、東岐波地区に限らず周辺地区も含め農地の斡旋を行う。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

個人の認定農業者9人・認定新規就農者1人、会社法人3法人を主要な担い手として位置付けている。担い手の13経営体は、都市計画用途地域を含め当地区全域でそれぞれの経営を行っているが、まとまった団地はないため、耕作農地は分散している。なお、作付品目は水稻、麦、露地野菜、施設野菜が中心であり、品目は現状を継続するものと考えられる。新たな担い手候補者が出てきた場合、協議し希望する農地の斡旋を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
既存の認定農業者、認定新規就農者等担い手が耕作する農地を「農業上の利用が行われる農用地」とし、条件の悪い復元不可能な農地等を除いた農地を「保全・管理が行われる区域の農用地」とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	39	%	将来の目標とする集積率
			40 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
当地区内の農地はまとまった団地はなく、認定農業者等担い手が分散した状況の中農地を集積しており、集積された既存の農地を守るとともに、担い手がこれから集積を希望する農用地は集約化に向け耕作予定地として位置付ける。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
当地区内の農地はまとまった団地はなく、認定農業者等担い手が分散した状況の中農地を集積しており、集積された既存の農地を守るとともに、担い手がこれから集積を希望する農用地は集約化に向け耕作予定地として位置付ける。
(2)農地中間管理機構の活用方法
区域内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付け、その農地を担い手に集約していく。
(3)基盤整備事業への取組
当地区では、1集落で2.6ヘクタールの基盤整備事業を実施済である。 なお、今後、基盤整備事業等を行う予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
個人の認定農業者9人、認定新規就農者1人、会社法人3法人が主要な担い手として営農を行っている。また、新たな担い手候補者が出てきた場合、農地の集約等を行うとともに、今後、新規就農者や農業参入企業、定年帰農者、半農半Xなどの就農希望の該当があれば、積極的な受け入れを支援し、多様な担い手の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
当地区では、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用は予定はない状況である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①導入した防護柵等の活用を継続的に行う。
 ③本市ではスマート農業を推進しており、スマート農機等の導入希望に応じて、積極的な支援を行う。
 ⑧当地区は認定新規就農者が就農しており、規模拡大による集積を支援するとともに、施設整備等の要望があれば協議・検討を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	法人A	水稻、麦、露地野菜	2.2 ha	0 ha	水稻、麦、露地野菜	2.2 ha	0 ha	法人A	
認農	法人B	露地野菜	1.4 ha	0 ha	露地・施設野菜	1.4 ha	0 ha	法人B	
認農	法人C	水稻、露地・施設野菜	1.2 ha	0 ha	水稻、露地・施設野菜	1.2 ha	0 ha	法人C	
認農	個人①	水稻、麦、露地野菜	1.8 ha	0 ha	水稻、麦、露地野菜	1.8 ha	0 ha	個人①	
認農	個人②	露地・施設野菜	2.4 ha	0 ha	露地・施設野菜	2.4 ha	0 ha	個人②	
認農	個人③	露地・施設野菜	1.4 ha	0 ha	露地・施設野菜	1.4 ha	0 ha	個人③	
認農	個人④	水稻、露地野菜	4.1 ha	0 ha	水稻、露地野菜	4.1 ha	0 ha	個人④	
認農	個人⑤	水稻、麦、露地野菜	1.0 ha	0 ha	水稻、露地野菜	1.0 ha	0 ha	個人⑤	
認農	個人⑥	水稻	1.2 ha	0 ha	水稻、露地・施設野菜	1.2 ha	0 ha	個人⑥	
認農	個人⑦	水稻	4.3 ha	0 ha	水稻	4.3 ha	0 ha	個人⑦	
認農	個人⑧	水稻、麦	0.8 ha	0 ha	水稻、麦	1.1 ha	0 ha	個人⑧	
認農	個人⑨	麦、露地野菜	0 ha	0 ha	麦、露地野菜	0 ha	0 ha	個人⑨	
認就	個人⑩	露地・施設野菜	0.7 ha	0 ha	露地・施設野菜	0.7 ha	0 ha	個人⑩	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		22.5 ha	0 ha		22.8 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		該当無し	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。